

第六号の四様式 (平19内府令65・追加、平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）外国抵当証券
に係る金融商品取引業者の名称】

【届出の対象とした募集（売出）外国抵当証券
の金額】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国抵当証券の基本的仕組み等】

第2【発行（売出）価額の総額】

第3【発行（売出）価格】

第4【利率】

第5【弁済期】

第6【利払日及び利息支払の方法】

第7【募集の方法】

第8【申込期間及び申込取扱場所】

第9【払込期日及び払込取扱場所】

第10【手取金の使途】

第11【外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】(2)

第12【金融商品取引業者】

1【金融商品取引業者の概要】

2【設立準拠法】

3【監督官庁の概要】(3)

第13【その他】

第二部【原資産情報】

第1【抵当権の状況】

1 【概況】

- (1) 【外国抵当証券に係る法制度の概要】
- (2) 【外国抵当証券の基本的性格】
- (3) 【外国抵当証券の目的財産の沿革】
- (4) 【外国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】

2 【貸付債権の概要】

- (1) 【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】
- (2) 【貸付債権の内容】
- (3) 【貸付債権の回収方法】
- (4) 【信用補完】
- (5) 【その他】

3 【外国抵当証券保有者の権利】

- (1) 【外国抵当証券保有者の権利】
- (2) 【課税上の取扱い】 (4)
- (3) 【為替管理上の取扱い】 (5)
- (4) 【本邦における代理人】 (6)
- (5) 【裁判管轄等】 (7)

4 【貸付債権の弁済状況】

第2 【外国抵当証券の目的財産の概況】

- 1 【外国抵当証券の目的財産の概要】
- 2 【外国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】
- 3 【外国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】
- 4 【外国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】
- 5 【抵当権の実行に係る制約】

第3 【リスク情報】

第4 【その他】

第三部 【特別情報】

第1 【発行者の経理状況】 (8)

- 1 【貸借対照表】
- 2 【損益計算書】
- 3 【株主資本等変動計算書】

第2 【貸付債権に係る債務者の経理の概況】 (9)

- 1 【資産及び負債の状況】
- 2 【損益の状況】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券である場合には、第六号の三様式「記載上の注意」(1)b に準じて記載すること。
 - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
 - d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
 - e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
 - f この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の三様式の「記載上の注意」に準じて記載すること。
- (2) 外国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日
抵当証券の番号及び登記所に類するものが存在しない場合には、証券作成の年月日のみを記載すること。
- (3) 監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (4) 課税上の取扱い
利息金等について課税上の取扱いについて記載すること。
- (5) 為替管理上の取扱い
利息金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (6) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国抵当証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (7) 裁判管轄等
当該届出に係る外国抵当証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (8) 発行者の経理状況
「1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」に準じて

記載すること。

(9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況

外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。

(10) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国抵当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。